

# 富山市斎場再整備事業 実施方針

---

平成 30 年 4 月  
富山市

## 目次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	特定事業の内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定に関する事項	5
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
(1)	募集及び選定方法	5
(2)	募集及び選定スケジュール	6
(3)	応募者の備えるべき参加資格要件	6
(4)	提案書類の取扱い	10
(5)	審査及び選定に関する事項	10
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
(1)	想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担	11
(2)	本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	12
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
(1)	施設の立地条件	13
(2)	新斎場施設の規模及び機能の概要	13
(3)	解体の対象となる現斎場施設	13
(4)	整備にあたって配慮すべき事項	14
5	基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	14
(1)	事業の継続に関する基本的な考え方	14
(2)	事業の継続が困難となった場合の措置	15
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
(1)	法制上及び税制上の措置	15
(2)	財政上及び金融上の支援	15
8	その他の特定事業の実施に関し必要な事項	15
(1)	本事業において使用する言語、通貨単位等	15
(2)	議会の議決	15
(3)	応募に伴う費用負担	16
(4)	情報公開及び情報提供	16
(5)	実施方針等に関する意見の受付等	16
(6)	問合せ先	16
別紙1	土地利用計画図	17
別紙2	火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件	18
別紙3	リスク分担表	20

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 特定事業の内容に関する事項

#### 1) 事業名

富山市斎場再整備事業（以下、「本事業」という。）

#### 2) 対象となる公共施設の種類

富山霊園富山市斎場（以下、「本斎場」という。）

#### 3) 公共施設等の管理者等の名称

富山市長 森 雅志

なお、本斎場は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された事業者を同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

#### 4) 事業の目的

富山市（以下「本市」という。）では、富山霊園富山市斎場、北部斎場、大沢野斎場、婦負斎場と、合せて 4 つの斎場を有している。中でも、本斎場は整備後約 50 年が経過し、老朽化が深刻な他、将来の火葬需要への対応等の課題を抱えていることから、斎場の再整備に向けて取り組むこととし、平成 30 年（2018 年）2 月に「富山市内斎場再整備事業 基本構想」を、平成 30 年（2018 年）4 月に「富山市斎場再整備 基本計画」を取りまとめた。

本事業を進めるにあたっては、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより財政支出の縮減と平準化、サービスの質の向上を図ることを目指す。

#### 5) 基本方針

本斎場再整備の基本方針は、次のとおりである。

##### ◎大方針

1. 市民ニーズに応えた安心安全な施設とします。
2. 市民サービスの維持・向上を実現します。
3. 将来的な課題に対応した効率的な施設とします。

##### ○個別方針

- ① 人生の終えんの場にふさわしい施設
  - ・遺族のプライバシーに配慮し、落ち着きと安らぎの感じられる施設とします。
- ② 利用者の多様なニーズや利便性に配慮した施設

- ・現在のサービス水準を維持し、今日的な葬儀形態に対応した施設とします。
- ③ 安心して利用できる施設
- ・自然災害に強く、誰もが使い易いユニバーサルデザインを取り入れた施設とします。
- ④ 将来の需要に対応できる施設
- ・将来的な火葬需要の変動を見据えた整備計画とします。
- ⑤ 環境面に配慮した施設
- ・周辺環境にやさしく、「環境モデル都市」「環境未来都市」にふさわしい施設とします。
- ⑥ 運営面を考慮した効率的な施設
- ・運営しやすい効率的な施設にするとともに、長期的見地から、施設整備、維持管理運営にかかる財政負担削減に取り組みます。

## 6) 事業の概要

### ① 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき、公共施設等の管理者である本市が事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、新斎場を整備し、新斎場の所有権を本市に移管した後、新斎場の維持管理、運営業務を行い、また、現斎場の解体撤去業務を行う BT0 (Build Transfer and Operate) 方式により実施する。

### ② 事業者の業務範囲

本事業における事業者の業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書にて提示する。

#### ア 施設整備業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 建設業務
- d 備品等整備業務
- e 工事監理業務
- f 予約システム整備業務
- g 所有権移転業務
- h 各種申請等業務
- i 稼動準備業務

j その他施設整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 火葬炉保守管理業務
- d 清掃業務
- e 植栽・外構維持管理業務
- f 環境衛生管理業務
- g 警備業務
- h 残骨灰及び集じん灰処理業務
- i 予約システム保守管理、更新業務
- j その他維持管理上必要な業務

ウ 運營業務

- a 予約受付業務
- b 利用者受付業務
- c 火葬業務
- d 火葬炉運転業務
- e 胞衣等の火葬業務
- f 待合室関連業務
- g 多目的室関連業務
- h 物品販売業務
- i 料金徴収代行業務
- j その他運営上必要な業務

エ 現斎場の解体撤去業務

- a 解体撤去業務
- b 廃棄物の処分業務
- c 跡地整備業務
- d その他現斎場の解体撤去に際し必要な業務

③ 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約に定めるサービスの対価を、新斎場施設の引渡し後、事業期間終了までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、施設整備業務に係る対価、現斎場の解体撤去業務に係

る対価、維持管理及び運營業務に係る対価からなる。

維持管理及び運營業務に係る光熱水費（電気、ガス、水道及び灯油の購入費用をいい、事業者が物品販売業務及び自主事業に使用した分を除く）は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

## 7) 事業期間

事業契約締結日から平成 53 年（2041 年）3 月末日までとする。このうち、維持管理・運営期間は、平成 33 年（2021 年）9 月から平成 53 年（2041 年）3 月末日までの 19 年 7 か月とする。

なお、事業期間終了後の維持管理・運営について、必要に応じ事業者と協議することがある。

## 8) 事業スケジュール（予定）

本事業におけるスケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
平成 31 年（2019 年）2 月	仮契約締結
平成 31 年（2019 年）3 月	本契約締結
平成 31 年（2019 年）4 月 ～平成 33 年（2021 年）8 月	設計、建設
～平成 33 年（2021 年）8 月	新斎場運営準備、及び新斎場施設の引き渡し
平成 33 年（2021 年）9 月	新斎場施設供用開始
平成 33 年（2021 年）9 月 ～平成 34 年（2022 年）3 月	現斎場の解体撤去、跡地整備
平成 33 年（2021 年）9 月 ～平成 53 年（2041 年）3 月	維持管理、運営
平成 53 年（2041 年）3 月末	事業期間終了

## 9) 本事業の実施に関する協定等

本市は、PFI 法に定める手続きに従い本事業を実施するため、次の協定等を締結する。なお、詳細については、募集要項等公表時に示す。

### ① 基本協定

本市は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

## ② 事業契約

優先交渉権者は、本事業を遂行するため特別目的会社（以下「SPC」という。）として会社法に定める株式会社を事業契約の仮契約調印までに設立する。

本市は、基本協定に定めるところにより、SPC との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約を締結し、富山市議会の議決を経た後に本契約を締結する。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

## 10) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

## (2) 特定事業の選定に関する事項

### 1) 基本的な考え方

本市は、PFI 法、PFI 基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」(平成 27 年 12 月 18 日改定)等を踏まえ、本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

### 2) 評価方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### 3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、本市ホームページにおいて公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 募集及び選定方法

本事業は、事業者が本市の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ提案内

容が本市の要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスを求めるものとし、事業者の幅広い能力・ノウハウ・実績等を総合的に評価して選定する。

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

## (2) 募集及び選定スケジュール

募集及び選定のスケジュール（予定）は、次のとおり。

日程	内容
平成 30 年（2018 年） 4 月	実施方針、要求水準書（案）の公表
平成 30 年（2018 年） 5 月頃	実施方針、要求水準書（案）に関する意見招請
平成 30 年（2018 年） 5 月～6 月頃	特定事業の選定の公表
平成 30 年（2018 年） 7 月頃	募集要項等の公表、説明会、現地見学会
平成 30 年（2018 年） 8 月頃	募集要項等に関する質問の受付・回答
平成 30 年（2018 年） 9 月頃	参加表明書の受付、参加資格審査
平成 30 年（2018 年） 10 月頃	提案書類の提出
平成 30 年（2018 年） 12 月頃	優先交渉権者の決定及び公表
平成 31 年（2019 年） 1 月	基本協定の締結
平成 31 年（2019 年） 2 月	仮事業契約の締結
平成 31 年（2019 年） 3 月	市議会の議決（本契約の締結）

## (3) 応募者の備えるべき参加資格要件

### 1) 応募者の構成員、協力企業

応募者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。なお、構成員及び協力企業の定義は次のとおりである。

- ・「構成員」とは、SPC に対して出資をする者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
- ・「協力企業」とは、SPC に対して出資を行わない者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。

### 2) 応募者の構成等

ア 応募者は、本事業を実施する次の企業が構成員又は協力企業として必ず含まれるグループとする。なお、SPC に出資する企業（構成員）は、全てグループに含めるものとする。



- a 火葬炉を除く施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）
- b 火葬炉を除く施設を施工する企業（以下「建設企業」という。）
- c 施設等の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
- d 火葬炉を設計、施工及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）
- e 火葬炉運転業務及び火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）
- f 火葬炉運転業務及び火葬炉業務を除く運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）
- g 火葬炉保守管理業務を除く維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
- h 現斎場の解体撤去業務を行う企業（以下「解体企業」という。）

イ 前記 ア a～h 以外の業務を実施する者を構成員又は協力企業としてグループに含めることも可能とする。

ウ 複数業務の参加資格要件を満たすものは、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設企業、火葬炉企業若しくは解体企業及びこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理企業を兼務することはできない。

- ・「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいう。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を現に兼ねている者又は一方の企業の役員が当該企業の役員を現に兼ねている者をいう。（以下、本実施方針において同じ。）

エ 応募者の構成員又は協力企業が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。また、応募者の構成員又は協力企業と資本面又は人事面において関連がある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、一の実応募者の構成員又は協力企業である火葬炉企業又は火葬炉運転企業が、他の応募者の火葬炉企業又は火葬炉運転企業となることについては、この限りでない。

なお、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数グループに重複して参加する場合には、「別紙 2 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件」を遵守すること。

オ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとし、代表企業が応募手続き等を行うこととする。

### 3) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

**① 全ての業務に共通する参加資格要件**

ア 構成員は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

**② 業務別の参加資格要件**

ア 設計企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設企業は、建設業法（平成 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事及び建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けていること。

ウ 工事監理企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

エ 火葬炉企業は、直近 10 年以内に火葬炉を同一施設に 9 基以上納入・設置した実績を有していること。

**③ 経営状況**

応募者のうち、特定建設業の許可を受けた建設企業は、経営事項審査結果通知書（資格確認基準日の直前の決算期に対応するもの）の土木一式及び建築一式それぞれの総合評価値が 945 点以上である者を 1 社以上含むこと。

**④ 応募者の制限**

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることができない。

ア PFI 法第 9 条の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生

事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

- キ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ク 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- サ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している者。
- シ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。なお、募集要項等公表時に追加されることがある。
  - ・株式会社日本経済研究所 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号
  - ・新日本コンサルタント株式会社 富山県富山市吉作 910 番地の 1
  - ・長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
- ス 「富山市斎場再整備事業 P F I 事業者選定委員会」の委員、及び委員が属する組織、又はその組織と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- セ 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

#### ⑤ 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

ただし、参加資格確認後、優先交渉権者決定までの期間に、応募者が上記①～④の参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は失格とすることがある。

また、優先交渉権者決定から契約締結までの間に参加資格要件を欠くこととなった場合には、契約を締結しないことがある。これらの場合、応募者が資格を満たす他社への変更を希望し、本市がそれを認めた場合には、参加資格は継続するものとする。

#### ⑥ SPC の設立

- ア 優先交渉権者は、仮事業契約締結までに、SPC を富山市内において設立するものとする。

- イ SPC の所在地は、事業期間終了まで、富山市内に置くものとする。
- ウ 構成員は必ず SPC へ出資することとし、構成員以外の者が SPC へ出資することは認めない。
- エ 構成員のうち代表企業については、事業期間を通じて、SPC に出資する全ての企業の中で最大の出資比率及び議決権割合となるようにすること。
- オ 構成員は、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、SPC の株式について譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできないこととする。
- カ 事業期間中に構成員が本市の承諾を得て株式を第三者に譲渡する場合であっても、事業契約が終了するまで構成員（応募時に構成員として届け出た者）で過半数の株式を保有するものとし、代表企業は全ての株主の中で最大の出資比率及び議決権割合を維持するものとする。

#### ⑦ 代表企業、構成員又は協力企業の変更

参加表明書提出以降、代表企業、構成員及び協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本市と協議を行うこととし、協議の結果、本市が資格、能力等の面で支障がないと判断した場合には、追加及び変更を可能とすることがある。

### (4) 提案書類の取扱い

#### ① 著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

#### ② 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

### (5) 審査及び選定に関する事項

#### 1) 選定委員会

事業者の選定にあたり、本市は、学識経験者等で構成する「富山市斎場再整備事業 P F I 事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、優先交渉権者選定基準等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、優先交渉権者選定基準に基づき応募者の提案を審査する。

なお、優先交渉権者の決定までに選定委員会の委員に対し、本事業について、事

業者の選定に関し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は、参加資格の取り消し、又は失格とする。

選定委員会の委員は次のとおり。

担当	氏名	所属
委員	伊庭 良知	NPO 法人全国地域 PFI 協会 理事長
委員	山本 雅資	富山大学極東地域研究センター 教授
委員	金平 剛	金平剛公認会計士事務所
委員	今本 雅祥	富山市 副市長
委員	伊藤 曜一	富山市 環境部長

(敬称略)

## 2) 審査の手順及び方法

### ① 参加資格審査

参加表明書提出時に提出する資料に基づいて、参加資格要件の具備を確認し、本市は、参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

### ② 提案審査

優先交渉権者選定基準に従い、選定委員会で提案書類を総合的に審査・評価する。

### ③ 審査事項

優先交渉権者選定基準に示す。

### ④ 審査結果

本市は、選定委員会による審査結果に基づき優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その審査結果を本市ホームページ等で公表する。

## 3) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案においても財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表するものとする。

## 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### (1) 想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担

#### 1) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリ

スクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

## 2) 想定されるリスクと責任の分担

想定されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として「別紙3 リスク分担表」に定めるとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、募集要項等のなかで改めて提示する。

## 3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市及び事業者のいずれかの帰責事由によりリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、本市及び事業者のいずれの責めにも帰さない事由によりリスクが顕在化した場合に生じる費用については、原則として本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法の詳細については募集要項等の公表時に示す。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

## (2) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

### 1) モニタリングの実施

本市は、事業者が実施する業務について、要求水準書に規定された要求水準及び事業者が提案した水準の達成を確認するため、定期的かつ必要に応じてモニタリングを行うものとする。モニタリングの詳細は、募集要項等の公表時に示す。

### 2) モニタリングの時期

本市が実施するモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。

### 3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

### 4) モニタリングの結果

モニタリングの結果、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、本市は事業者に対して是正を求めることができるものとする。

なお、その後においても改善がなされず要求水準に満たないと認められるときは、サービス対価の減額、支払停止、契約解除等の措置の対象となる。

#### 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### (1) 施設の立地条件

項目		内容
建設予定地		富山市西番 135 番地（現富山市斎場敷地内）
敷地面積		12,714.55 m <sup>2</sup> （富山市財産台帳）※
敷地概要	用途地域	市街化調整区域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
土地の所有関係		本市が北陸電力より借り受けている用地 3,897.20 m <sup>2</sup>

※敷地面積については、今後の測量により変更となる可能性がある。

##### (2) 新斎場施設の規模及び機能の概要

項目	概要
構造	事業者の提案による。
建築面積	事業者の提案による。
延床面積	3,320 m <sup>2</sup> 以上で事業者の提案による。
火葬炉	火葬炉 11 基、胞衣産汚物炉 1 基
告別・収骨室	5 室以上とする。
お別れホール	事業者の提案による。 告別・収骨室、お別れホールを一体とすることも可能。
待合ホール・待合室	設置する。待合室 3 室以上
自動販売機	設置する。詳細は事業者の提案による。
多目的室	1 室
事務室	1 室
会議室	1 室
駐車場	斎場利用者用：乗用車 50 台以上、マイクロバス 8 台以上 管理・業務用：乗用車 15 台以上
緩衝緑地	事業者の提案による。

※詳細は、要求水準書に示す。

##### (3) 解体の対象となる現斎場施設

項目		内容
構造		鉄筋コンクリート造
延床面積	1,995.98 m <sup>2</sup>	火葬棟、式場棟、会館棟、渡り廊下

※詳細は、要求水準書に示す。

#### (4) 整備にあたって配慮すべき事項

##### 1) 整備場所

新斎場施設の整備場所は、現斎場の敷地内とする。

##### 2) 整備期間中の現斎場の稼働

本斎場は、本市の火葬の約 50%を担っており、建替期間中に、本市内にある他の 3 斎場に本斎場の火葬分を振分けることは困難であることから、新斎場の整備にあたっては、現在の斎場施設を稼働させながら実施することとなる。従って、会葬者の動線に配慮した工事エリアの確保が必要となる。

また、資材等の搬入道路周辺や工事場所周辺への騒音や振動等に配慮するとともに、万が一、工事関係者以外のものに損害を与えた場合や、苦情があった場合には、事業者が適切な対処を行うことを求める。ただし、リスク分担表に示すとおり、斎場建設そのものに対する苦情等については本市が対処するものとする。

##### 3) 北陸電力株式会社発電用導水管用地

建設予定地には北陸電力株式会社の所有地が含まれ、当該用地は本市が無償で借り受けている。当該北陸電力用地には、北陸電力株式会社が所有する発電用導水管が埋設されているため、当該導水管影響範囲（募集要項等公表時に示す。）には建物を建築できない。また工事にあたっては、導水管に影響を与えないよう振動の抑制に留意する必要がある。

### 5 基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には契約において定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

#### (1) 事業の継続に関する基本的な考え方

事業者は、SPC の設立等により出資企業の倒産の影響を受けないための措置をあら



はじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合には、事業契約に定める事由毎に、本市及び事業者の責任に応じて、必要な措置を講じることとする。

また、本市は本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## **(2) 事業の継続が困難となった場合の措置**

事業の継続が困難となった場合の措置については、事業契約に定めるものとする。

なお、事業の継続が困難となった場合、本市は事業契約を解除して、他の事業者と事業の継続につき協議することができること、事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となり、本市が契約を解除した場合には、本市は事業者に対し損害賠償及び違約金を請求することができることを定める予定である。

## **7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **(1) 法制上及び税制上の措置**

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### **(2) 財政上及び金融上の支援**

本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。ただし、事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

## **8 その他の特定事業の実施に関し必要な事項**

### **(1) 本事業において使用する言語、通貨単位等**

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

### **(2) 議会の議決**

本市は、平成30年（2018年）6月に、債務負担行為の設定に関する議案を市議会に提出する予定である。また、平成31年（2019年）3月に事業契約の締結に関する議案を、市議会に提出する予定である。なお、予算及び議案が成立しなかった場合は、本事業を延期または中止する場合がある。

### (3) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用については、全て応募者の負担とする。

### (4) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

### (5) 実施方針等に関する意見の受付等

#### 1) 実施方針等に関する意見の受付

実施方針等に関する意見を、以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：公表日～平成 30 年 5 月 25 日
- ② 受付方法：「意見書」（様式 1）に必要事項を記入の上、8（6）に記載の問合せ先に Eメールにより提出すること。

#### 2) 実施方針等に関する意見の公表

実施方針等に関して提出された意見を特定事業の選定時までに本市ホームページにおいて公表する。なお、意見に対する回答は行わない。

提出された意見については、意見者の特殊な技術、ノウハウ等にかかるもので、当該意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

### (6) 問合せ先

富山市 環境部 環境保全課 環境衛生係

住 所 〒930-8510 富山市新桜町 7 番 38 号

電 話 076-443-2086

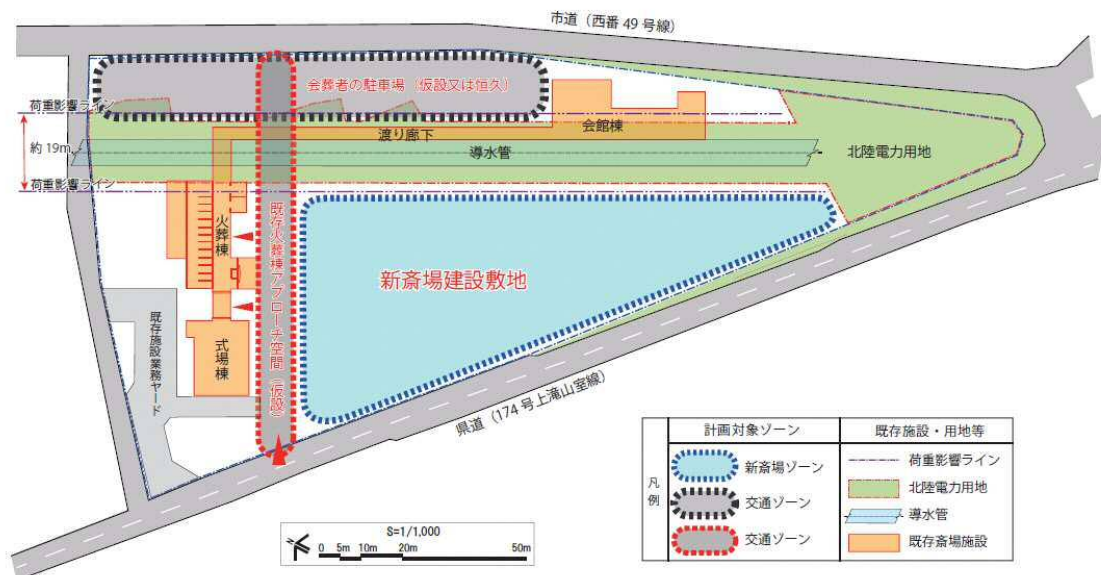
F A X 076-443-2087

メー ル kankyuhozen-01@city.toyama.lg.jp

富山市ホームページアドレス <http://www.city.toyama.toyama.jp/>

別紙 1 土地利用計画図

土地利用計画図



計画対象ゾーン		既存施設・用地等	
凡例		新斎場ゾーン	--- 荷重影響ライン
		交通ゾーン	■ 北陸電力用地
		交通ゾーン	■ 導水管
			■ 既存斎場施設

## 別紙 2 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件

### 1 複数応募者への重複参加について

本事業においては、応募者の積極的な参加を促す観点から、一応募者の構成員又は協力企業である火葬炉企業及び火葬炉運転企業が、他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることを認めるものとする。

ある応募者の構成員又は協力企業である火葬炉企業及び火葬炉運転企業が他の応募者の構成員又は協力企業である火葬炉企業及び火葬炉運転企業となる場合、2以下に示す条件を満たすものとする。

### 2 重複参加の要件

#### (1) 専任担当者の設置

火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数の応募者に重複して参加するにあたり、当該企業の担当者は応募者毎に専任の担当者を置き、応募者間の担当者の重複がないようにするとともに、専任担当者間の情報遮断を徹底すること。

また、各応募者が提案書類の作成のために実施する打ち合わせや会議についても、当該企業に所属する出席者は応募者毎に重複がないようにすること。

#### (2) 情報管理計画書等の提出

① 複数の応募者に重複して参加を希望する企業は、参加表明書提出及び参加資格審査申請時に、各応募者を經由して応募者毎に情報管理計画書を本市に提出し、本市の承認を受けること。情報管理計画書の様式は任意とするが、最低限以下の事項を含むこと。

ア 本事業の提案に関し応募者から知り得た機密情報の管理方針

イ 応募者に示した見積金額に関する情報の管理方針

ウ 当該機密情報の管理に関する代表者及び専任担当者による誓約

エ 本事業の提案に関し応募者から受領した機密文書の保管・持ち出し方法

オ 情報管理報告書（後述）の様式

② 複数の応募者に重複して参加する企業は、情報管理計画書を本市に提出する前に、必ず当該企業が参加する全ての応募者の代表企業による確認を受けること。

③ 複数の応募者に重複して参加する企業は、情報管理計画書に基づき、各応募者間の情報管理を徹底すること。また、代表企業は、情報管理計画が遵守されるよう確認を行うこと。

④ 複数応募者に重複して参加する企業は、各応募者の提案書類の付属資料として、応募者毎に情報管理報告書を提案書類とともに本市に提出し、本市の確認を受けること。

### (3) 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が実施する業務に係る費用

- ① 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加する場合において、当該企業が実施する業務に係る費用は、各応募者間での公平性を確保すること。
- ② 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が実施する業務に係る費用は、各応募者の提案価格の合計とともに、内訳毎に併記すること。

### 3 参加資格の喪失

2(1)ないし(3)の要件が遵守されていないと本市が判断した場合には、当該企業が参加する全ての応募者は、参加資格を喪失するものとする。

また、各応募者の構成員又は協力企業が、当該企業をして他の応募者の機密情報を不正に入手させ、あるいは入手させようとした事実が確認された場合は、係る構成員又は協力企業が参加する応募者は、参加資格を喪失するものとする。

さらに、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、優先交渉権者若しくは次点交渉権者の構成員又は協力企業において上記の事実が確認された場合、本市は、当該優先交渉権者若しくは次点交渉権者の決定を取り消すことができる他、当該優先交渉権者若しくは次点交渉権者と事業契約を締結した後であっても、事業契約を解除できるものとする。

別紙3 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	応募にかかる費用	本事業への応募にかかる費用		○
	募集手続き	募集要項等の誤り、募集手続の誤り	○	
	許認可の遅延等	本市の帰責事由による許認可の取得遅延、失効	○	
		上記以外の事由による許認可の取得の遅延、失効		○
	住民対応	本事業を行うこと自体に関する反対運動、訴訟等	○	
		事業者が行う業務、事業者の提案内容に関する反対運動、訴訟等		○
	環境対策	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出等）		○
	法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		その他広く民間事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	サービス対価の支払いに係る消費税の変更	○	
		その他関連税制度の変更		○
	政策変更	本市の政策変更による事業内容の変更、中止	○	
	第三者賠償	本市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合		○
	労災	事業者が行う業務における従業員の労働災害		○
資金調達	本事業の実施に必要な資金調達		○	
金利変動	金利の変動※1	○	○	
物価変動	物価の変動（インフレ・デフレ）※2	○	○	
不可抗力	不可抗力による物的・人的損害※3	○	△	
事業中止・延期	本市の帰責事由による事業中止・延期	○		
	事業者の帰責事由による事業中止・延期		○	
契約前	契約締結	本市の帰責事由による契約締結遅延・未締結	○	
		事業者の帰責事由による契約締結遅延・未締結		○
設計段階	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	本市の帰責事由による設計変更、費用増加	○	
		事業者の帰責事由による設計変更、費用増加		○
設計完了の遅延	本市の帰責事由による設計完了の遅延	○		
	事業者の帰責事由による設計完了の遅延		○	
建設段階	事業用地の確保	施設建設に必要な事業用地確保	○	
	資材置き場の確保	施設建設、造成等に要する資材置き場の確保		○
	残土置場の確保	施設等の建設等に必要な残土置場の確保		○

	地下埋設物	あらかじめ想定しえない地下埋設物の顕在化による費用増加、遅延	○	
		地下埋設物に関する上記以外のもの		○
	土壌汚染	あらかじめ想定しえない土壌汚染による費用増加、遅延	○	
		本市の帰責事由による工事費増大	○	
	工事費増大	事業者の帰責事由による工事費増大		○
		本市の帰責事由による工期遅延	○	
	工期遅延	事業者の帰責事由による工期遅延		○
		性能未達	契約で定められた要求水準の未達	
工事監理	工事監理の不備による損害、費用増加、遅延		○	
施設損害	引き渡し前の施設等の損害		○	
維持管理運営段階	運営開始遅延	本市の帰責事由による運営開始遅延	○	
		事業者の帰責事由による運営開始遅延		○
	需要変動	火葬件数の変動に伴う光熱水費の増減※4	○	
		火葬件数の変動に伴う光熱水費以外の維持管理費・運営費の増減※5	△	○
		物品販売事業及び自主事業における需要変動による収入及び費用の増減		○
	施設の瑕疵	施設に瑕疵があった際の修繕、損害賠償		○
	技術革新	技術の陳腐化による機器更新費用等		○
	情報漏洩リスク	本市の帰責事由による情報漏洩	○	
		事業者の帰責事由による情報漏洩		○
	要求水準未達	契約で定められた要求水準の未達		○
	維持管理運営費増大	本市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの（物価変動、金利変動によるものを除く）		○
	施設等の損傷	本市の帰責事由による施設等の損傷	○	
上記以外の事由による施設等の損傷			○	
支払遅延・不能	本市の帰責事由による対価の支払遅延・不能	○		
移管	性能確保	本事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続	本事業の終了手続に係る諸費用に関するもの		○

※「リスク分担」の欄中、「○」は主分担を、「△」は従分担を示す

※1 金利変動は、施設等の所有権移転時及び供用開始後一定期間後を目処に、基準金利の見直しを予定している。これ以外の金利変動については事業者の負担とする。

※2 物価変動は、事業契約に定める改定ルールに基づき、建設工事費、維持管理運営費の増減を行うことを予定している。これ以外の物価変動リスクについては事業者の負担とする。

※3 不可抗力は、天災（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷等）や戦争、テロ、疫病等、本市及び事業者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な事象を想定している。

※4 光熱水費（電気、ガス、水道、灯油）については、本市が実費を負担することを想定している。

※5 火葬件数の変動に伴う光熱水費以外の維持管理運営費の増減については、原則として事業者がリスクを負担することとするが、大規模災害等により火葬件数が増大し、本市の要請により火葬業務時間を延長して対応した場合には、本市がその費用を負担することを想定している。